



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都市計画事業の認可……………二
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………三
- ………(同)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………五
- 農用地利用配分計画の縦覧……………九
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………九
- 保安林の指定解除予定……………九
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………九
- 保安林の指定解除……………(同)……………九
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………九
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九

告示

●東京都告示第九百八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

- 一 検査地域 立川市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年六月二十八日から同年七月二

- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 肥料検査成績の公表……………二
- ………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………二
- 東京都立海上公園の有料公園の無料公開……………二
- ………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………二

正誤

- 平成二十六年七月三十日付東京都告示第八十号……………二
- 平成二十八年三月二十八日付東京都議会議長訓令第八号……………三

●東京都告示第九百八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

- 一 検査地域 福生市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年六月二十一日から同年七月一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
 - 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関の名称
- 十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称
 検査機関

●東京都告示第九百八十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 昭島市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年六月十七日から同年七月四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称
 検査機関

●東京都告示第九百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第八・二・三 十号高松農の風景公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年五月十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区高松一丁目及び高松二丁目 各地内

使用の部分 なし

●東京都告示第九百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日
 北区赤羽台一丁目一番一、同番九か 平成二十八年四月から同番三十五まで、二番一、同番二、月十五日

赤羽台二丁目一番一、同番八、同番十の一部、同番十一、同番十三の一部、同番十四から同番十八まで、同番二十四から同番三十まで、赤羽西一丁目四百九十八番二、四百九十九番一、同番四、同番五の一部及び五百九十五番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百八十七号

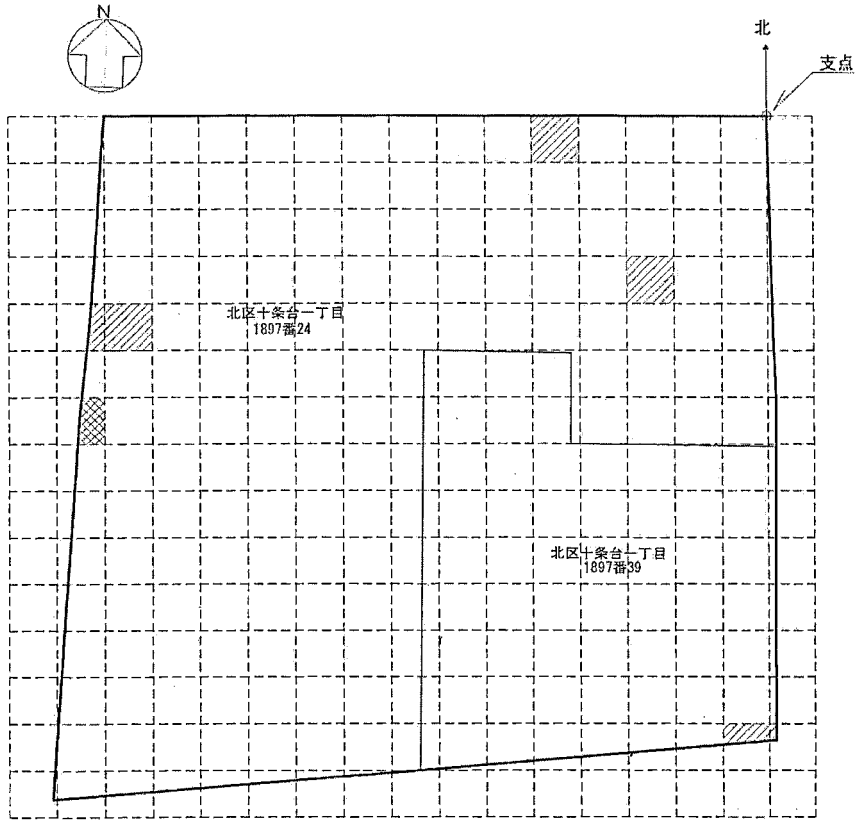
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区十条台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1079号により指定した区域)

【支点】
 支点は、北区十条台一丁目1897番24の最北端とする。

【格子の回転角度(0度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十八号

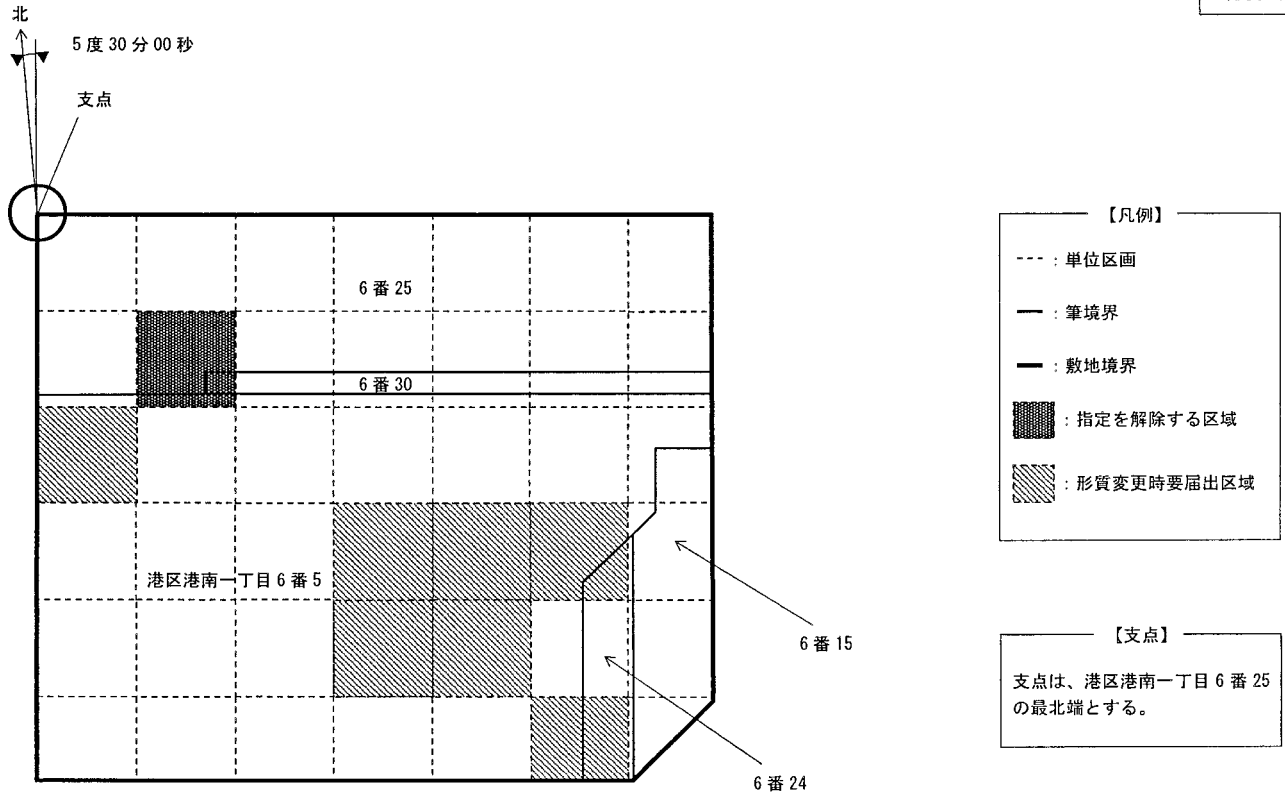
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千三百五十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区港南一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第九百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第八十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

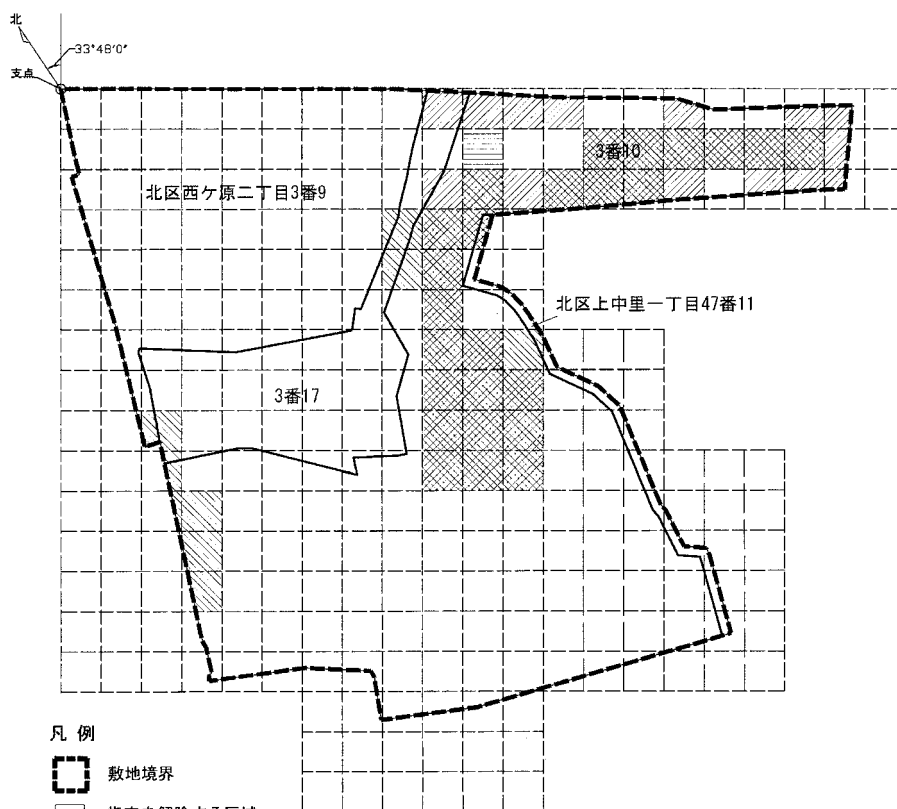
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区西ヶ原二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 敷地境界
- 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第1080号により指定した区域の一部)
- 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第915号により指定した区域の全部)
- 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第1080号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成23年東京都告示第96号により指定した区域)
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支店〉
支店は、北区西ヶ原二丁目3番9の最北端とする。

〈格子の回転角度:33度48分0秒〉
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十号

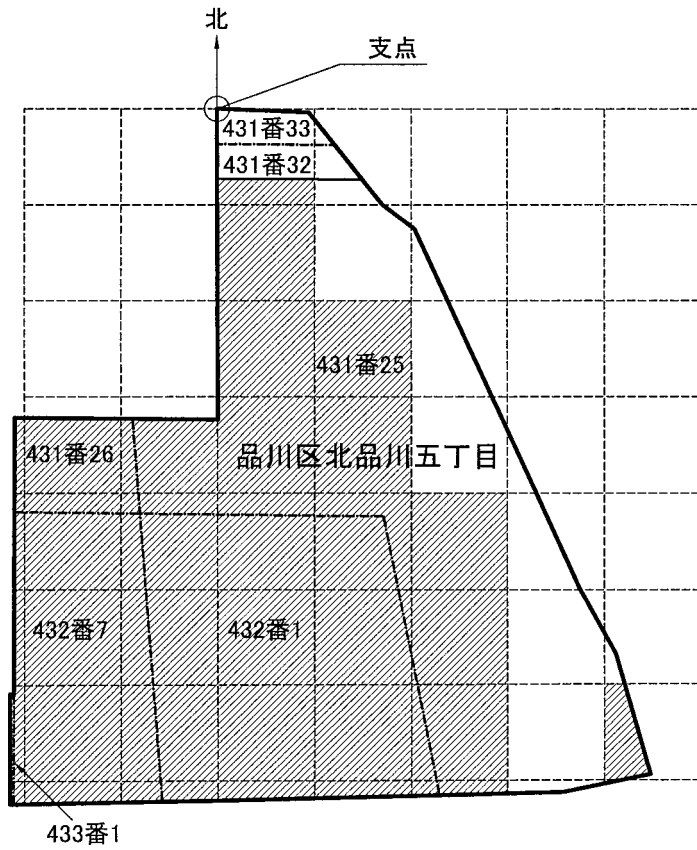
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

-----	: 単位区画
-----	: 筆境界
————	: 調査範囲
————	: 敷地境界
	: 指定を解除する区域

支点
 支点は、品川区北品川五丁目431番33の最北端とする。

格子の回転角度(0度0分0秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十一号

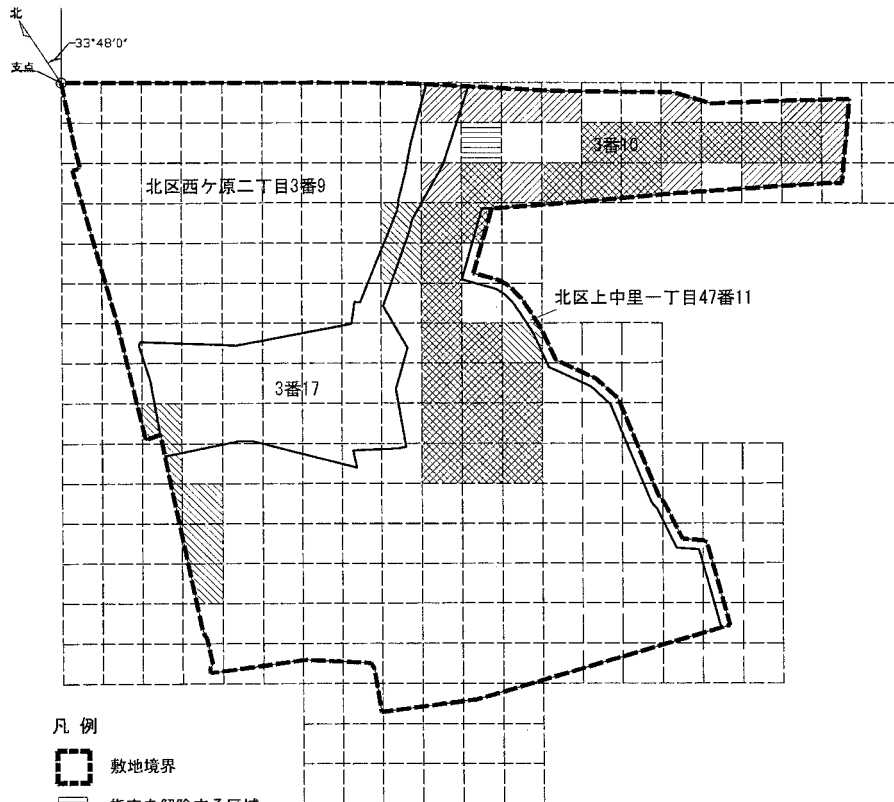
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛添要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区西ヶ原二丁目地内及び同区上中里一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



凡例

- 敷地境界
- 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第1080号により指定した区域の一部)
- 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第915号により指定した区域の全部)
- 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第1080号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成23年東京都告示第96号により指定した区域)
- 単区画線
- 筆境界線

〈支点〉

支点は、北区西ヶ原二丁目3番9の最北端とする。

〈格子の回転角度:33度48分0秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十七日

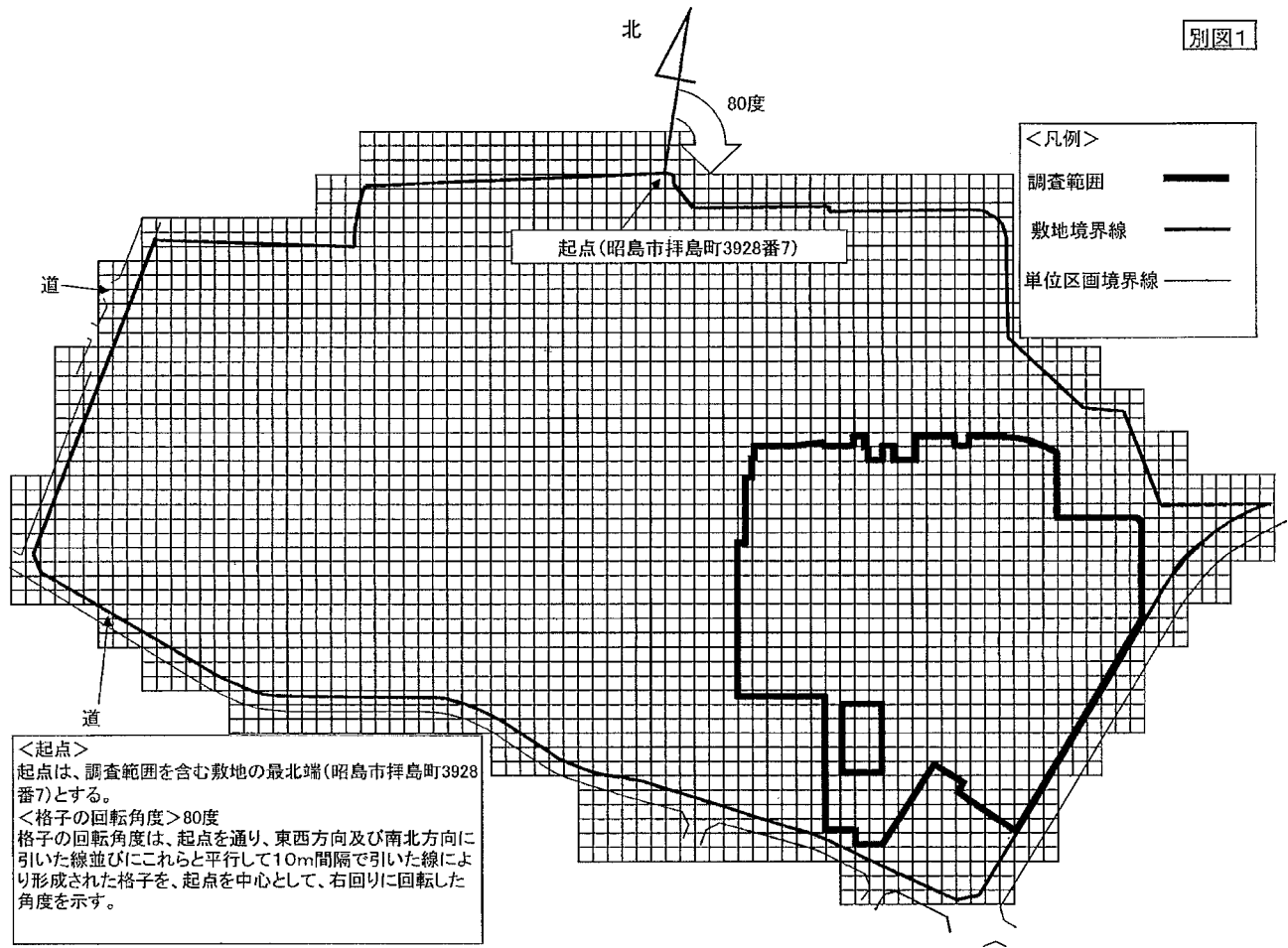
東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図一及び別図二のとおり（昭島市中町字後小欠地内）

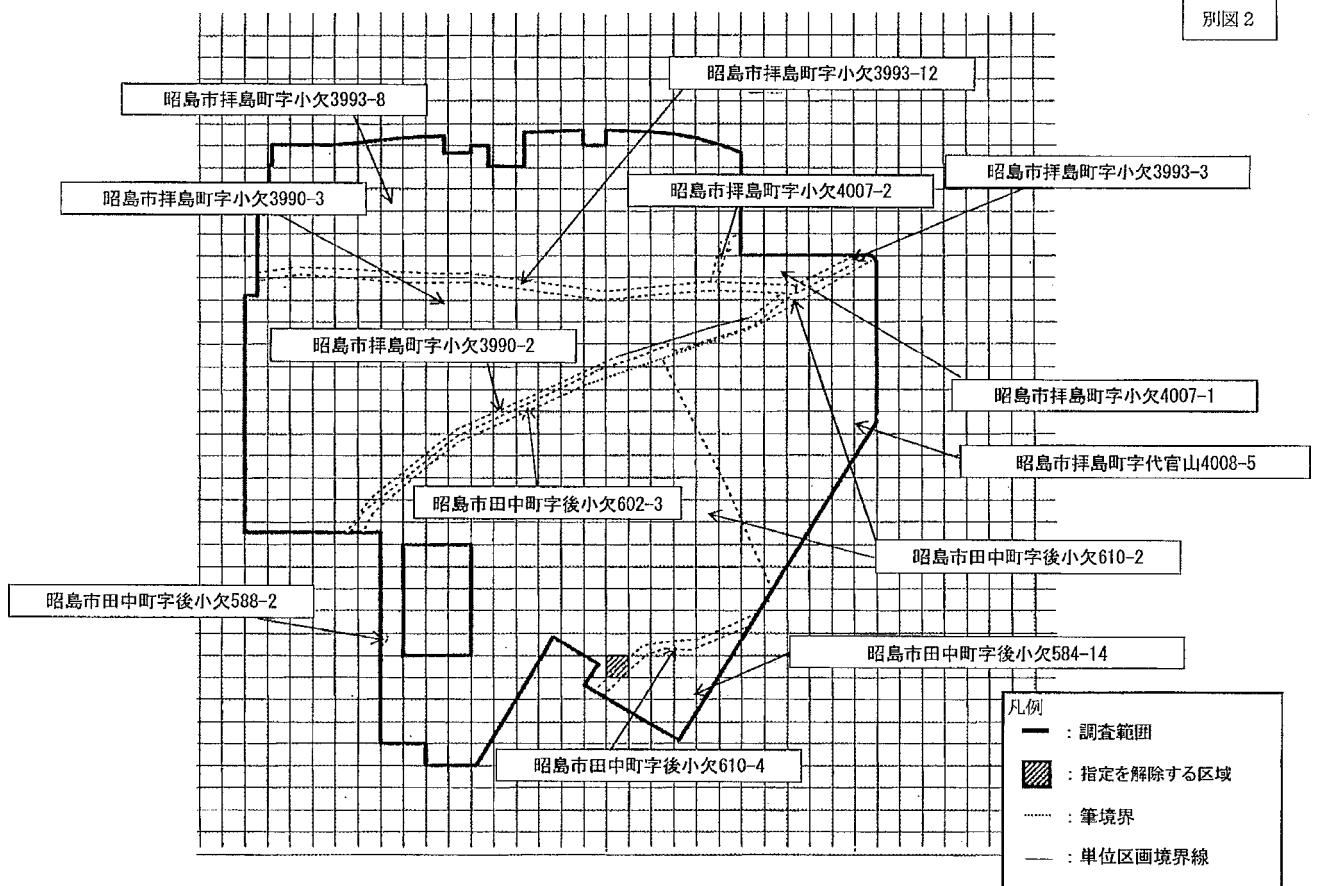
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図1



別図2



●東京都告示第九百九十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を 受ける者	氏名又は名称	住 所	所在 地	面積（平方 メートル）
	天野 律子	東京都新島村 若郷十一番二 号メゾン渡浮 根一号館二	東京都新島村 字大場所九十 一番ほか一筆	一、九八八

二 申請年月日

平成二十八年四月二十五日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間

平成二十八年五月十七日から平成二十八年五月三十日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

●東京都告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所
三宅島三宅村伊豆一三八番二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

二 解除を予定する保安林の所在場所
三宅島三宅村伊豆一三八番二（次の図に示す部分に限る。）

三宅島三宅村伊豆一三八番二、同番三、三九一番二、三九二番二

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条

の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 解除に係る保安林の所在場所
大島町元町二丁目二〇番三一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ミレニアム・プロミス・ジャパン

二 代表者の氏名

北岡 理恵子 (鈴木りえこ)

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川四丁目十六番十三号 小石川パークタワー一〇一

一 名称

特定非営利活動法人MSキャンビン

二 代表者の氏名

中田 郷子

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区根岸三丁目二十三番十一一四〇一

一 名称

特定非営利活動法人JEN

二 代表者の氏名

松本 由貴子 (黒田 由貴子)、吉岡 健治

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区揚場町二番十六号 第二東文堂ビル七階

一 名称

特定非営利活動法人Our Planet TV

二 代表者の氏名

白石 草

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区猿樂町二丁目二番三号 NSビル二〇二号室

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年五月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人環太平洋学生キャンプ

二 代表者の氏名

高原 克行

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区西荻南二丁目十二番九号

一 名称

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

二 代表者の氏名

伊井 俊貴

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町十番八号 株式会社メセナトラベルネットワーク内

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年五月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

調布市入間町二丁目二十八番十五、同番十六及び同番二十の二部
港区芝二丁目三十二番一号株式会社社長谷工コーポレーション
代表取締役 辻 範明

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
積水ハウス株式会社
代表取締役 阿部 俊則

調布市菊野台三丁目二十四番五の二部及び同番二十四
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東久留米市下里五丁目六百二十四番三
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

稲城市大字矢野口字根方二千六百六十五番から二千六百六十七番まで及び二千六百六十八番六
稲城市矢野口二千二百九十一番地
城所キミコ

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。
平成二十八年五月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

平成28年3月分

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	小林 忠司	鶏糞肥料	3.1	6.5	3.0	46	41	14.4	10	13.1	
堆肥	加藤 隆	(名称なし)	1.9	1.2	1.8	45	41	4.0	22	74.9	
堆肥	株式会社 エコグリー ンテクノ	樹木堆肥 地力	1.3	0.1	0.4	31	90	3.3	29	35.5	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

東京都立海上公園の有料公園の無料公開につ
いて

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）
第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料
公園を次のとおり無料公開する。

平成二十八年五月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 無料公開する有料公園

東京都立東京港野鳥公園

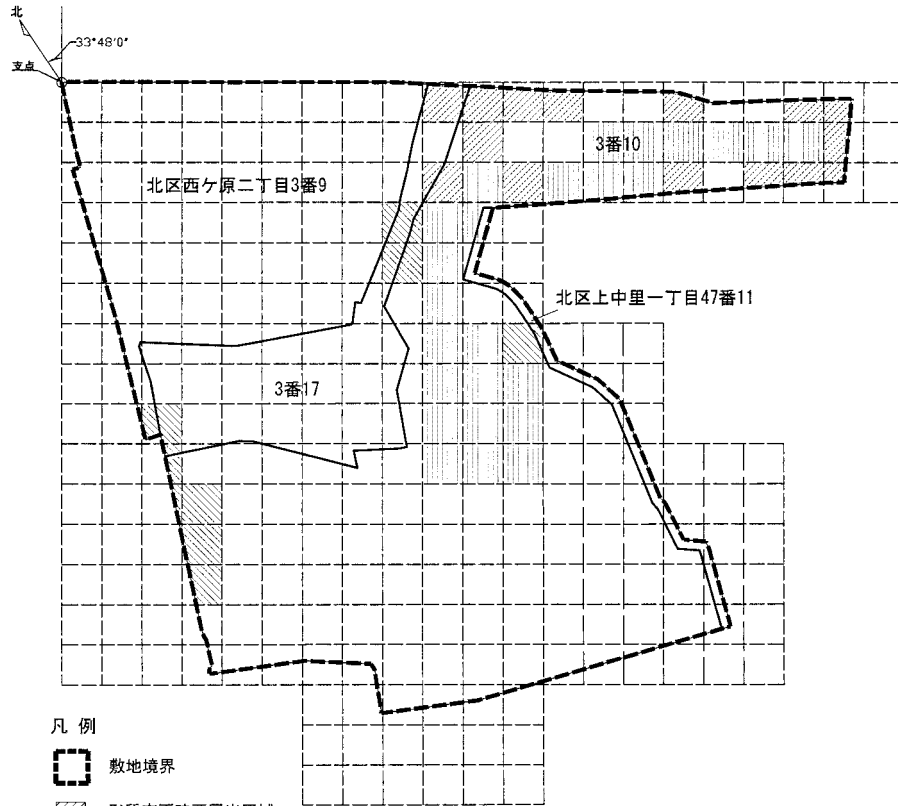
二 無料公開日

平成二十八年五月二十二日

正 誤

○平成二十六年七月三十日付東京都告示第千八十号
六ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



凡例

- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成23年東京都告示第96号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第915号により指定した区域)
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支点〉

支点は、北区西ヶ原二丁目3番9の最北端とする。

〈格子の回転角度:33度48分0秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

平成二十八年三月二十八日付東京都議会議長訓令第八号
ページ一段一行一誤一正
増刊21 後から
三三上 五 第六条
第六條第一項